

候様申教へ、往々和人に變化致候様教育可致事、

但此方之人、蝦夷詞遣ひ候儀決而不致ひたすら、夷人に和語を遣はせ候を專一に可心掛候、一夷人ども追々御徳化に感じ、御主法に馴れ、和人の風俗に相成度由望の者も有之候は、夫々月代も致させ、日本の服をも與へ、猶其者稼方等出精いたし、餘人をも勵し候様の者共に候はば、日本風之家作をも拵へ遣し、外々之物迄も追々見習ひ、風俗を賛候様可取計事、

かならず氣情に拘り、成就致間敷候、渠等が方より相望は、時節を待て可取計候、女之風俗拵改め候儀、尙更之事に候、

一上を崇め候儀者、不及申、親に孝し、兄に弟し、親族にむつましく、朋友に信を盡し候道ども、追々にさとらせ、且いろは文字并數の文字拵、連々に教へ、往々文算之開候様可心掛事、

一彼地の習にて、有徳なる者は妻を大勢持、貧しきものは無妻にて暮し候由に付、おのづから出生も少く、土地に合候而者人別不足之儀と被存候、此儀も純一にいたし度ものに候得共、急に令を下し候は、其氣情に拘り可申候、往々人倫の道をも辨へ、夫々男女とも獨身のもの無之、子孫多く生じ候様致度事に候、急に其行ひがたき筋に候得共、兼而其趣を合取扱可有之事、一夷人ども病氣のもの有之候は、品に寄臥具等も與へ、藥用其外可成丈手當いたし、死者多く無之様取計可遣事、

右之外此ヶ條に洩候儀者、其場所に請取之面々、器量次第十分之力を盡し、一體開國の御趣意を基本にいたし、専ら教育可被致候、何方なりとも教育服從之整ひ候方、其場所預り之面々手柄に候條、相互に勵み合、粉骨を盡さるべき事に候、

未〇寛政  
十一年二月

〔泰平年表 大御所〕享和二年二月廿三日、羽太庄左衛門 安藝守と改 戸川筑前守安倫、蝦夷地奉行始